

移動支援事業重要事項説明書

合同会社どりい夢

移動支援事業所 ぽこ あ ぽこ

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条および第77条の規定に基づき、文章により説明を行うものです。

合同会社どおり夢は、事業所ぽこ あ ぽこにおいて、利用者に対して移動支援事業サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

事業者の名称	合同会社どおり夢
法人所在地	岐阜県各務原市蘇原柿沢町3丁目2番地35
代表者氏名	代表社員 高橋 寿子
電話番号	058-371-3351
認可年月日	平成24年11月6日

2. 事業所の概要

名称	ぽこ あ ぽこ
所在地	岐阜県各務原市蘇原東栄町2丁目123番地 COZY HOUSE東栄1階西
管理者名	高橋 寿子
目的	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出時における移動の介護その他の援助を行うことによって社会生活上必要不可欠な外出または余暇活動等の社会参加を促す。
事業の実施地域	通常の事業の実施地域は、各務原市の全域とする。
運営方針	・利用者の身体その他の状況およびその置かれている環境に応じて、外出時における移動の介護その他の援助を行う。 ・実施にあたっては、利用者・保護者の意思および人格を尊重し、利用者・保護者の立場に立って移動支援の提供を行う。 ・実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の障がい福祉サービス事業者等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
電話番号	058-372-6697
ファクス番号	058-372-6697
登録年月日	平成25年6月1日 各務原市
事業所番号	2162130081

3. 事業所の職員体制

職種	業務、資格等	員数、区分
管理者	従業者および業務の管理	1名（常勤1名、ヘルパー兼務）
ヘルパー	介護福祉士 介護職員初任者研修修了者	4名以上 （常勤2名、非常勤2名以上）
事務職員	事務処理	1名（常勤1名）

4. 営業日および営業時間・サービス提供時間

営業日	月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日および年末年始（12月29日から1月4日まで）とその他事業所が定める休業日を除く。（休業日における支援依頼については応相談。）
営業時間	午前9時から午後6時までとする。
サービス提供時間	午前9時から午後6時までとする。

5. 主たる対象者

- （1）「療育手帳」、「精神障がい者保健福祉手帳」を有し、受給者証の発行を受けた方。
- （2）対象年齢は、3歳から50歳までとする。

6. 当事業所が提供するサービス

（1）移動支援の対象となる外出

1. 社会生活上必要不可欠な外出（官公庁や金融機関への外出、公的行事への参加、冠婚葬祭等への参加等）
2. 日常生活上必要な外出（本人同伴による生活必需品の買い物、理・美容、健康上必要な散歩等）
3. 余暇活動等社会参加のための外出

（2）移動支援の対象とならない外出

1. 通勤、営業等の経済活動に係る外出、ギャンブルや飲酒を目的とした外出等社会通念上適当でないと認められる外出
2. 通学、通勤、通所等通年かつ長期にわたる外出（保護者の出産、病気等でやむを得ない事情で一時的に必要となった場合を除く）
3. 募金、宗教、政治活動等特定の利益を目的とする団体活動のための外出

7. 利用料金、負担軽減

（1）定率負担による利用者負担額

移動支援サービスのご利用にあたって、利用者は、その収入によって設定された上限月額範囲内で、その費用の1割を事業者に支払うものとします。上限月額はお手持ちの受給者証に記載されているとおりです。

(2) その他の利用者負担額

下記の項目については、サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。

ヘルパー交通費	サービス提供中に、ヘルパーに公共交通機関利用料が必要な場合
ヘルパー食費	サービス提供中に、ヘルパーに食費が必要な場合
その他	サービス提供中に、ヘルパーにその他入場料等が必要な場合

8. 利用料金のお支払い方法等

(1) 前項(1)の料金については、1か月ごとに集計し請求します。お支払い方法については、次のとおりとなります。

現金払い	期日までに事業所にてお支払いください
銀行振込	期日までに利用者または保護者の方がお振り込みください
自動口座引落し	ご指定の金融機関の口座から毎月17日に引き落とします (事前にお申し込みが必要です)

(2) 事業者は、サービス利用に対する利用者負担額の支払いを受けた場合は、利用者または保護者の方へ領収書を発行します。

9. サービス利用の中止・変更・追加

(1) 利用者がサービスの利用を中止または変更する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先(電話・ファクス)	058-372-6697
連絡時間	午前9時から午後6時まで

(2) ただし変更・追加については、ヘルパーの稼働状況によって、利用者が希望する時間にサービスの提供ができない場合があります。その場合、他の利用可能日時を利用者に提示する等、必要な調整をします。

10. サービスの利用方法

- (1) 移動支援の支給決定を受けた方で、当事業所のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。サービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- (2) サービス利用が決定した場合は、契約を締結し、移動支援計画を作成して、サービスの提供を行います。契約の有効期間は、受給者証に記載されている支給期間と同じです。
- (3) 適切なサービスを提供するために、同意をいただいた上で利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等を活用させていただくことがあります。

1 1. サービスの利用にあたっての留意事項

(1) 受給者証の確認

受給者証の更新・記載内容の変更等があった場合には、できるだけすみやかにお知らせください。
受給者証の確認をさせていただきます。

(2) 利用記録の確認

サービス提供実施日、時間、内容等の確認をご希望される場合には、いつでもお申し出ください。

1 2. 保険の加入について

外出時の万が一の事故に備えて、第三者損害賠償保険にご加入ください。

1 3. 緊急時の対応

サービスの提供中に事故・体調の急変等が生じた場合は、利用に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、すみやかに家族、主治医等に連絡します。

1 4. 苦情の受付等

(1) 当事業所における苦情およびご相談

苦情受付窓口（担当者）	栗木
電話・ファクス	058-372-6697
受付時間（月～土曜日）	午前10時から午後5時まで

※上記時間外・担当者以外でも受け付けていますので、いつでもお申し出ください。

(2) 各務原市における苦情受付機関

名称	社会福祉課
所在地	各務原市那加桜町1丁目69番地 各務原市役所1階
電話	058-383-1126

(3) その他の苦情受付機関

名称	社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会 岐阜県運営適正化委員会
所在地	岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉会館6階
電話	058-278-5136

附記

この規程は、平成25年6月1日から適用します。

この規程は、平成26年3月31日改正、平成26年4月1日から適用します。

この規程は、平成27年2月28日改正、平成27年3月1日から適用します。

この規程は、平成27年10月31日改正、平成27年11月1日から適用します。

この規程は、平成30年8月31日改正、平成30年9月1日から適用します。

この規程は、平成31年4月30日改正、令和1年5月1日から適用します。

この規程は、令和3年11月30日改正、令和3年12月1日から適用します。

この規程は、令和6年4月1日から適用します。

令和 年 月 日

移動支援サービスの提供および利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所所在地：岐阜県各務原市蘇原東栄町2丁目123番地

COZY HOUSE東栄1階西

事業所 名称：合同会社どりい夢 ぽこ あ ぽこ

説明者名： _____ 印 _____

私は、本書面に基ついて、事業者から移動支援サービスの提供および利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

住 所：

保護者氏名： _____ 印

児童 氏名: